


入札ボンド・履行ボンドについて

第一回 入札ボンド・履行ボンドの 電子化に関する勉強会

平成20年7月31日

入札ボンド

入札ボンドとは	入札参加者に対して金融機関等で発行される履行保証の予約的機能を有する証書又は、入札者が契約を結ばない場合の損失等を保証する証書
導入時期	平成18年
目的	適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備
効果	<ul style="list-style-type: none">① 契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除② 与信枠の制約による絞り込み③ 深刻化するダンピングの抑止<ul style="list-style-type: none">● 低入札案件について、履行保証の付保割合を30%に引き上げる措置が講じられた場合には、通常(10%)よりも与信枠が多く消費されるため、受注機会に制約。● ダンピング受注による収益の低下で与信機関の評価が下がり、受注機会に制約。 <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none">◆ 市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上◆ 技術と経営に優れた企業の伸長できる環境整備

入札ボンドの種類

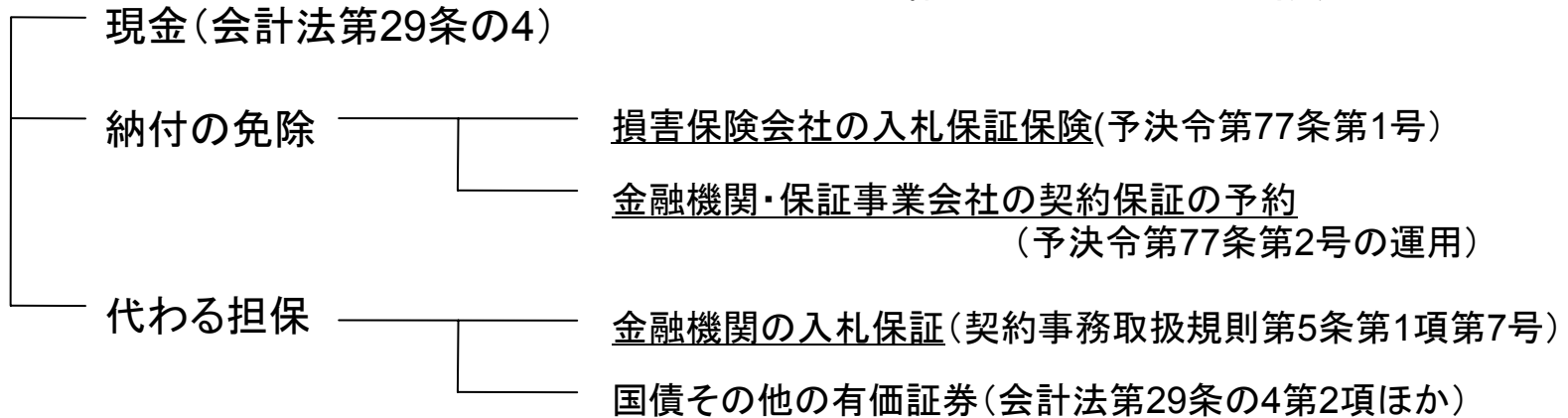
会計法上の根拠

第29条の4 契約担当官等は、前条第1項、第3項又は第5項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前条の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

※ 会計法令の入札保証制度の体系と入札ボンドの関係

(下線が入札ボンドとして取扱うもの)



入札ボンドの種類	証券の名称	引受機関	入札ボンドに対応する 履行保証の手段	平成18年度入札ボンド実績 (国土交通省) 件数および保証金額	
入札保証保険	入札保証保険証券	損害保険会社	履行保証保険 公共工事履行保証証券	29件	1,943,595千円
入札保証	保証書	金融機関	契約保証	65件	9,218,910千円
契約保証の予約	保証予約証書			19件	4,209,700千円
契約保証の予約	契約保証予約証書	保証事業会社	契約保証	71件	27,578,525千円

履行ボンド

履行ボンド とは

- ◆ 請負者の責めに帰すべき事由により、工事を完成することができなくなった場合に発注者に対し保証する証書
- ◆ 「金銭的保証」と「役務的保証」の2種類
- ◆ 工事完成保証人に代わる新たな履行保証制度として採用
- 建設業者の契約履行について金融機関が行う保証を指しており、「履行保証」あるいは「契約保証」と同義であり、損害保険会社の履行保証保険及び公共工事履行保証証券、金融機関の保証、保証事業会社の保証がこれに該当する。
- 損害保険会社の「公共工事履行保証証券」のことを指す。
(「わかりやすい入札ボンドQ&A」より)

導入時期

平成8年

効果

- ◆ 契約の段階において、受注者の倒産等に対応し、請負契約の確実な履行を担保することが可能。
- ◆ 工事履行能力に問題がある場合には与信が行われなため、契約の段階において、不良・不適格業者を排除することが可能(ただし、入札段階では排除できない)。

履行ボンドの種類

会計法上の根拠

第29条の9 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売却代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

2 第29条の4第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

発注者の選択

請負者の選択

履行保証の要求

金銭的保証措置
の要求

役務的保証措置
の要求

契約保証金の納付(現金)

有価証券等(国債、有価証券等)

金融機関の保証
(保証書)

前払保証事業会社の保証
(契約保証証書)

履行保証保険(証券)

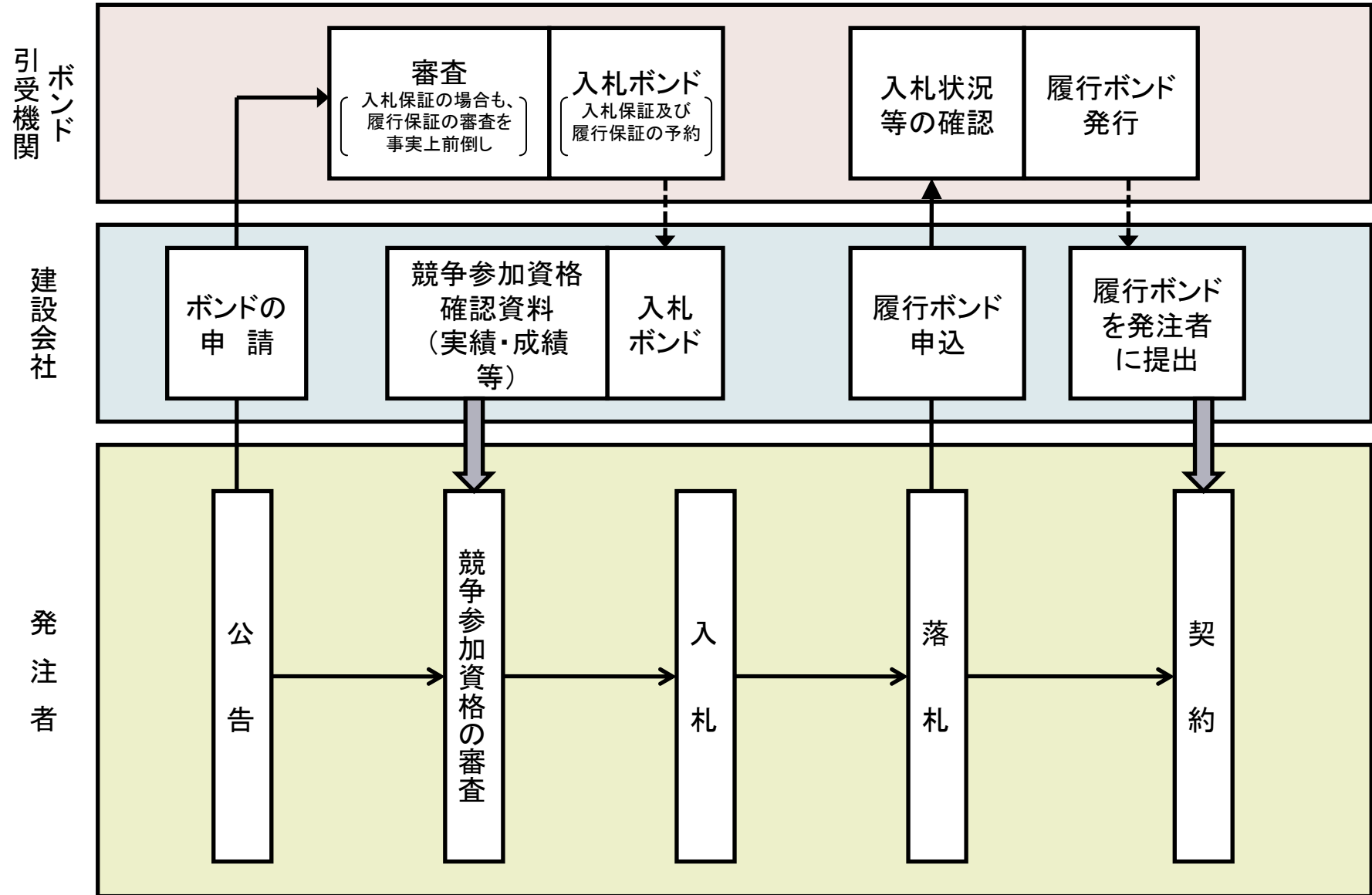
公共工事履行保証証券

履行保証の免除

平成18年度 履行ボンド実績 (国土交通省) 件数および保証金額

- ・契約保証金の納付
263件 2,292,800千円
- ・有価証券等
13件 135,884千円
- ・金融機関の保証
2,144件 34,510,184千円
- ・前払保証事業会社の保証
6,915件 68,194,796千円
- ・履行保証保険
1,351件 21,332,029千円
- ・公共工事履行保証証券
2,326件 65,910,793千円

入札ボンド・履行ボンドの手続きの流れ(イメージ)



入札ボンドの導入状況(1)

機関名	導入時期	対象工事	認められている 入札保証手段※	備考
国土交通省	平成18年10月	平成20年度は7.9億円以上の全工事 (東北地整:宮城県内1億円以上、岩手県内2億円以上の工事)	(a),(b),(c),(d),(e)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度は東北及び近畿地方整備局で18件実施 平成19年度は全地方整備局で200件以上実施予定
農林水産省	平成19年度中一部試行予定	2億円以上の内、モデルケースとして数件実施し、順次拡大予定	(a),(b),(c),(d),(e)	<ul style="list-style-type: none"> 東北及び近畿農政局で実施 平成19年度は3件実施 平成20年5月以降WTO対象工事については原則化し、WTO対象でない工事についても試行件数の増加を図る予定
防衛省	平成19年9月	WTO対象工事	(a),(b),(c),(d)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度38件実施
内閣府	平成20年4月	WTO対象工事	(a),(b),(c),(d),(e)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度1件試行(沖縄総合事務局)
財務省	平成20年4月	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> 現在対象工事なし 詳細については今後検討
環境省	平成20年7月目途	WTO対象工事	未定	<ul style="list-style-type: none"> 現在対象工事なし
厚生労働省	平成20年4月	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> 現在対象工事なし 詳細については今後検討

※入札保証手段

- (a)現金
- (b)国債その他の有価証券
- (c)金融機関の入札保証
- (d)損害保険会社の入札保証保険
- (e)金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

入札ボンドの導入状況(2)

機関名	導入時期	対象工事	認められている 入札保証手段※	備考
岩手県	平成19年7月	2億円以上の本庁、盛岡地方振興局発注工事	(a),(b),(c),(d),(e)	・平成19年度12件実施
宮城県	平成18年12月	1億円以上の総合評価方式適用工事	(a),(b),(c),(d),(e)	・平成18年度3件実施 ・平成19年度20件実施
埼玉県	平成18年12月	5億円以上	(a),(b),(d),(e)	・平成18年度1件実施 ・平成19年度16件実施
兵庫県	平成19年4月	26.3億円以上	(a),(b),(d),(e)	・平成19年度2件実施
京都市	平成19年8月	4億円以上	(a),(b),(c),(d),(e)	・平成19年度4件実施
浜松市	平成20年4月	3億円以上	(a),(b),(c),(d),(e)	・平成20年4月4件実施
横浜市	平成20年度下期導入予定	未定	未定	
札幌市	平成20年7月	5億円以上	(a),(b),(c),(d),(e)	

※入札保証手段

- (a)現金
- (b)国債その他の有価証券
- (c)金融機関の入札保証
- (d)損害保険会社の入札保証保険
- (e)金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

入札ボンドの導入状況(3)

機関名	導入時期	対象工事	認められている 入札保証手段※	備考
東日本高速 株式会社	平成19年7月	26.3億円以上	(c),(d)	•平成19年度10件を予定
独立行政 法人水資源 機構	平成19年7月	2億円以上 (本庁発注の工事に限る)	(a),(b),(c),(d),(e))	•平成19年度10件程度を予定

※入札保証手段

- (a)現金
- (b)国債その他の有価証券
- (c)金融機関の入札保証
- (d)損害保険会社の入札保証保険
- (e)金融機関・保証事業会社の契約保証の予約